

## 2016年 村尾事務所ニュース

村尾経営労務研究所・高松北部労務協会  
特定行政書士・特定社会保険労務士・労務調査士®  
高松市中央町8-10 TEL087-835-1477 FAX835-1496  
http://muraio-company.sakura.ne.jp/



官庁申請代行・人事労務 ～頑張る企業支援～

- 社保・労保・産廃・建設許可、入札指名願、経営審査  
各種助成金申請など官庁申請手続
- 就業規則等諸規程の整備、人事・労務諸制度、給与計算
- 労働紛争解決手続代理 ■ 行政不服申立、告訴、告発
- 労務トラブル未然防止点検 ■ 監督署是正勧告対応

### 平成28年10月1日号 雇用保険適用拡大

**1** 0月よりパートタイマーへの社会保険の適用拡大(501人以上の企業)が実施されますが、来年1月からは、65歳以上の方への雇用保険の適用拡大が始まります。

#### ■適用拡大は65歳以上■

現在の雇用保険の適用範囲は、「65歳未満」ですが、平成29年1月1日より、「65歳以上」も適用になります。具体的な実務については、次の通りです。

<例1>平成29年1月1日以降新たに雇用した場合  
平成29年以降に新たに65歳以上の方を雇用した場合は、被保険者資格を取得することになります。特例で平成29年3月31日まで届出が認められています。

<例2>平成28年12月末まで雇用し、平成29年1月1日以降も継続して雇用する場合

平成29年1月1日より高年齢被保険者となりますので、平成29年3月31日までに管轄のハローワークへ届出ます。

<例3>高年齢継続被保険者である労働者を平成29年1月1日以降も継続して雇用している場合

自動的に高年齢被保険者となるので、手続きは不要です。

#### ■雇用保険料はどうなるのか■

現在は、4月1日の時点で64歳に達している被保険者からは、その年の4月からは保険料を徴収しませんが、被保険者が65歳以上に拡大された以降は、平成31年度までは、保険料は免除となります。平成32年度からは、64歳以上の方の保険料も徴収される予定です。



#### ■退職後の失業給付はどうなるのか■

平成29年1月1日以降、65歳以上の方は「高年齢被保険者」として雇用保険の適用の対象となります。受給日数は、被保険者期間が1年未満の場合は30日、1年以上の場合は50日で、いずれも一時金(高年齢求職者給付金)として支給されます。高年齢求職者給付金は、年金と併給できます。受給に際しては、「積極的に就職する意思があり、いつでも就職ができるが仕事が見つからない状態」である必要があります。

(※)被保険者資格要件：1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用の見込みがある。

香川県の最低賃金は、

時間額 742円 に改定されました。

(平成28年10月1日より719円から改定)

この最低賃金は、臨時やパートを含むすべての労働者に適用されます。

- ①時間給の場合——時間給
  - ②日額の場合——日額÷所定労働時間
  - ③月額の場合——月額÷月平均所定労働時間
- 但し、次の賃金を除外します。

①臨時に支払われる賃金②1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金③時間外・休日・深夜割増賃金④精皆動手当、通勤手当及び家族手当

### < 助 成 金 >

名称：業務改善助成金

要件：事業場内最低賃金引き上げに伴う生産性向上のための設備投資(人材育成・コンサル費用含む)

助成率：最低賃金引き上げ30円以上→7/10(上限50万円)、40円以上→3/4(上限70万円)、60円以上→1/2(上限100万円) ※30人以下の事業場は3/4

問合せ先：香川労働局TEL：087-811-8924

名称：キャリアアップ助成金

要件：有期契約、パート等非正規雇用者の改善

助成率：

- 1) 正社員化コース  
有期→正規1人60万円、無期→正社員1人30万円、派遣労働者→正規1人30万円
- 2) 人材育成コース  
Off-JT→1人1時間800円、経費助成(30万円まで) OJT→1人1時間800円
- 3) 処遇改善コース  
賃金テーブル改定2%以上増額  
1~3人10万円、4~6人20万円、「職務評価」の手法活用した場合は20万円加算

問合せ先：香川労働局TEL：087-811-8923

名称：ストレスチェック助成金

要件：50人未満事業場で実施

助成率：1人500円、産業医1回21,500円(3回まで)、制度導入個別無料訪問、高ストレス者無料面接指導

問合せ先：香川産業保健総合支援センター

TEL：087-826-3850